

～税務のチェックポイント Q&A126

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

過年度に無申告の場合の青色欠損金の繰越控除の適用について

《内容》

関与先のA社（8月決算法人）においては、平成28年1月から平成30年5月まで代表取締役である甲社長の入院に伴い、事実上の休業状態となっていました。平成30年5月になって甲社長の病状が回復し、事業を再開することになりました。

なお、A社において、甲社長の入院に伴い平成28年8月期以降2期連続して法人税の確定申告書を提出してなく、平成30年6月30日付けで平成28年8月期以降の青色申告の承認の取消通知を受けていることが判明しましたが、このような場合において、平成27年8月期に生じた青色欠損金について繰越控除を適用するにはどのようにすればいいのですか。平成30年8月期に控除できますか。

『答』

ご質問のケースにおいても、欠損金額の生じた事業年度（平成27年8月期）について青色申告書を提出しており、かつ、同事業年度に係る一定の帳簿書類の保存がなされている場合には、その青色欠損金の繰越控除を行う事業年度に係る確定申告書を提出する前までに、無申告の平成28年8月期及び平成29年8月期に係る期限後申告書を提出することにより、平成30年8月期に青色欠損金の繰越控除の適用が可能となります。

（解説）

- 1 内国法人の各事業年度開始の日前10年以内に開始した事業年度において生じた欠損金額がある場合には、当該欠損金額に相当する金額は、当該各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する旨の青色欠損金の繰越控除について規定しています（法57①）。

なお、青色欠損金の繰越控除は、①欠損金額の生じた事業年度について青色申告書を提出し、かつ、②その後において連続して確定申告書を提出している場合で、③欠損金額の生じた事業年度に係る一定の帳簿書類の保存がある場合の3つの要件を充足する場合に限り適用することができます（法57⑩）。

ところで、上記②の「その後において連続して確定申告書を提出している場合」とは、青色欠損金を損金の額に算入しようとする事業年度に係る確定申告書の提出時において、「青色欠損金の生じた

事業年度以後の各事業年度」について確定申告書が提出されていると解釈されますので、無申告の事業年度がある場合には、青色欠損金の繰越控除の適用はないことになります。

- 2 しかし、内国法人の確定申告書には、期限後申告書を含む（法法2三十一）こととされていますから、無申告の事業年度がある場合には、青色欠損金を損金の額に算入しようとする事業年度に係る確定申告書を提出する前までに期限後申告書を提出すれば、無申告ではなくなり、白色申告書も確定申告書にほかならないため、青色欠損金の繰越控除の適用が可能となるものと解されます。
- 3 ご質問のケースにおいても、欠損金額の生じた事業年度（平成27年8月期）について青色申告書を提出しており、かつ、同事業年度に係る一定の帳簿書類の保存がなされている場合には、その青色欠損金の繰越控除を行う事業年度に係る確定申告書を提出する前までに、無申告の平成28年8月期及び平成29年8月期に係る期限後申告書を提出することにより、平成30年8月期は青色欠損金の繰越控除の適用が可能となります。

なお、その場合の申告書は青色申告の承認が取り消された平成28年8月期以降平成30年8月期については白色申告書となります。

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用（転用）することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。